平成２８年（フ）第５１８号
京都府八幡市八幡源氏垣外35番地　城南マンション214、前住所京都府八幡市男山泉18番地１
債務者　鳥米こと　福山　泰寛
１　決定年月日時　平成28年６月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第２７４号
兵庫県尼崎市崇徳院３丁目43番地の22
債務者　山岡真由美
１　決定年月日時　平成28年６月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第４２号
鳥取県鳥取市佐治町加瀬木1324番地、旧住所大阪府大阪市福島区福島７丁目16番７－703号
債務者　西尾佐登美
１　決定年月日時　平成28年６月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月９日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２３号
広島県尾道市山波町2229番地３
債務者　杉保　勇三
１　決定年月日時　平成28年６月10日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月９日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２８年（フ）第２６号
広島県三原市糸崎２丁目５番２－202号
債務者　多田菊久代
１　決定年月日時　平成28年６月10日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月９日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２８年（フ）第２９号
広島県尾道市西土堂町11番３号
債務者　沖野　和夫
１　決定年月日時　平成28年６月10日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月９日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２８年（フ）第３３号
広島県尾道市浦崎町3915番地
債務者　檀上　博記
１　決定年月日時　平成28年６月10日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月９日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２８年（フ）第４１号
広島県尾道市久保１丁目７番10号
債務者　内海　淳子
１　決定年月日時　平成28年６月10日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月９日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２８年（フ）第５８号
愛媛県松山市中村２丁目８番５号　シャーメゾン・ユピアＡ－222号
債務者　坂本　安惠
１　決定年月日時　平成28年６月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月９日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第９３号
愛媛県松山市溝辺町甲191番地２
債務者　佐久間麻美
１　決定年月日時　平成28年６月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月９日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第９７号
愛媛県松山市道後樋又７番16号　コーポ樋又Ａ117号
債務者　西岡　隼人
１　決定年月日時　平成28年６月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月９日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１２０号
愛媛県松山市北土居４丁目16番５号
債務者　小掠　亜紀
１　決定年月日時　平成28年６月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月９日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１３０号
愛媛県松山市太山寺町2384番地　太山寺団地41棟２号
債務者　栗林　　務
１　決定年月日時　平成28年６月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月９日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１３４号
愛媛県松山市畑寺４丁目４番37号　第31杉フラット203号
債務者　西本　静香
１　決定年月日時　平成28年６月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月９日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１０９号
福岡県久留米市長門石３丁目３番48号　103号
債務者　鬼木　和惠
１　決定年月日時　平成28年６月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月９日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第２００号
熊本市中央区出水６丁目28番９号
債務者　織田　孝幸
１　決定年月日時　平成28年６月10日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月９日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第２０１号
熊本市中央区出水６丁目28番９号
債務者　織田　直子
１　決定年月日時　平成28年６月10日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月９日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係